平成２１年（フ）第４７６号
岐阜県岐阜市本郷町３丁目２番地　ロワール本郷505号室
債務者　小島　光春
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４４７号
名古屋市昭和区藤成通１丁目５番地の２　富士高マンション102号
債務者　浦田美弥子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４８号
名古屋市昭和区藤成通１丁目５番地の２　富士高マンション102号
債務者　浦田　真吾
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９４号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘33番地10
債務者　吉村　忠広
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２００５号
名古屋市北区西味鋺４丁目557番地　市営西あじま荘Ｔ－６棟202号、住民票上の住所愛知県北名古屋市井瀬木高畑183番地１
債務者　岡本　大賢
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８８号
名古屋市守山区向台１丁目2207番地
債務者　髙倉　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９９号
大津市平津１丁目30番17号　ビワフラッツ平津206号、前住所大津市一里山５丁目36番54号
債務者　伊吹啓太郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４６号
大津市本丸町６番14―203号
債務者　守川　文祥
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１８号
滋賀県甲賀市水口町松尾1013番地112
債務者　古賀　康子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２０号
滋賀県守山市今浜町2620―102　琵琶湖アーバンリゾートⅡ号館505、住民票上の住所滋賀県近江八幡市中村町20番地15―502号
債務者　中野みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３６号
大津市下阪本５丁目22番６号
債務者　西脇　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０３号
奈良市六条１丁目25番２号
債務者　吉川　　喬
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４０５号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵60番地の１センチュリーアスカⅣ―107号
債務者　熊谷貴美恵
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４０８号
奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地49―401号
債務者　田澤　　穣
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４３０号
奈良市杏町302番地の３　第11号市営住宅３号
債務者　福田　猛夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４３１号
奈良市杏町302番地の３　第11号市営住宅３号
債務者　福田　美奈
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４９９号
奈良市芝辻町２丁目８番10―506号
債務者　藤井　美恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　奈良地方裁判所

第明治三二十種五郵年便三物月認三十一可日